

岩手県告示第 555 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 7 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護療養型医療施設

名 称	所在地	廃止年月日
孝仁病院	盛岡市中太田泉田 28 番地	平成 19 年 5 月 31 日